

理想の住宅地目指し発展続ける街・雪谷

雪谷税務署 上岡洋署長に聞く

確定申告「重要な年中行事」として定着



<プロフィール>

上岡 洋（うえおか ひろし）愛知県出身。神奈川税務署副署長、東京国税局査察部査察第13部門統括国税査察官、同第15部門統括国税査察官、同第8部門統括国税査察官、同第12部門統括国税査察官、国税庁長官官房東京派遣主任監察官を歴任。平成21年7月、雪谷税務署長に就任。趣味は読書、散歩。健康にも気を配り、「一日一万歩歩く」がモットー。

署は比較的穏やかな雰囲気の中で仕事をさせていたいただいております。

Q：確定申告といえば、国税電子申告・納税システム「e-Tax」の便利さが話題です。

上岡 e-Taxは、インターネットに接続されたパソコンを使って確定申告ができるという優れたものです。e-Taxを使えば、わざわざ税務署まで出向かなくてもご自宅から確定申告書の提出ができます。税務署が開いていない時間でもe-Taxなら大丈夫。また、たとえば医療費控除などをe-Taxで申告する

場合、こまごまとした領収書の添付が省略できるのも大きなメリットです（領収書は3年間保管義務あり）。

雪谷署にもe-Taxを体験できるパソコンをご用意しております。パソコンに不慣れな方でも、職員が丁寧に指導しますのぜひ一度体験してみてください。年々改良され、いまではとても使いやすくなっています。

Q：来署者が増えるといえ、税務署が使いやすい

上岡 昨年7月から全国の税務署でスタートした

悪質納税者には毅然とした態度で

Q：雪谷署と地元の関係民間団体とが協力して、地域のために活動されているとか。

上岡 年に一度の行事として「多摩川河川敷清掃活動」に取り組んでいます。これはわれわれ雪谷税務署職員と、雪谷法人会の皆さんとそ

が参加する大イベントです。地道な活動が効果を発揮してきたのでしょうか、年々ごみの量は減っているようです。

河川敷清掃には大田区の協力でごみ収集車も

OWNER'S LIFE オーナーズライフ

オーナーズライフ

検索

いったさまざまなお話を学んでいます。

また、雪谷法人会青年

「内部事務一元化」は、新しい取り組みです。税務署の事務の無駄を省いて整理し、納税者の皆さまへのサービス向上につなげようというものです。

内部事務一元化で導入されたのが「ワンストップサービス」です。これまでは、納税者の方はご用件によって税務署内をあちへ行ったりこちへ行ったりしなければならなかったわけですが、最初の窓口ですべて済むようになりました。

ただ、まだ職員側も新しいやり方に慣れていない部分があるかもしれない。納税者の皆さまをお待たせすることのないよう、内部事務一元化の円滑な進捗とその定着を目指します。

部と協力し、早朝の雪谷大塚駅前の清掃活動も行っています。

Q：雪谷署はエコ活動に熱心な税務署と聞きました。

上岡 署内から排出されるCO₂の削減に、真剣に取り組もうということ

「CO₂ダイエット宣言」に参加しました。署内にある照明や電化製品のオン・オフをこまめに行い、どれだけCO₂削減ができたかチェックしています。ただ電源を切るだけではなくて、きちんとコンセントを抜いているかにも気配りしています。

Q：雪谷税務署が課題として取り組むことは。

上岡 先ほど申し上げましたように、善良な納税

めざします企業の繁栄と社会への貢献



社団法人

雪谷法人会

〒145-0067 東京都大田区雪谷大塚町11番6号

TEL：03-3726-0051代 FAX：03-3728-6644

URL：http://www.yukigaya.or.jp/

E-mail info@yukigaya.or.jp



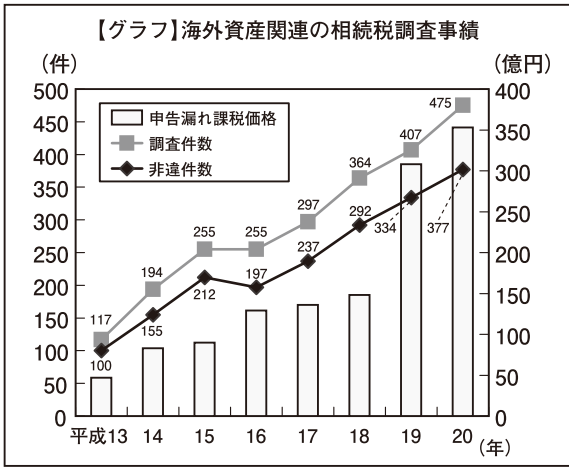
社団法人

雪谷青色申告会

〒145-0073 東京都大田区北嶺町41-2

TEL：03-3727-5681 FAX：03-3729-4422

URL：http://homepage2.nifty.com/yukigayaaairo/



国税庁はこのほど、平成20事務年度における相続税の調査結果を発表した。これは、同18年および19年中に発生した相続における税務調査の実施状況をまとめたもの。それによると、相続税調査の実施件数は1万4110件で前事務年度の1万3845件から微増、そのうち申告漏れなど非違のあったものが1万2008件、非違割合は85・8%だった。

相続税調査 わずかに増加

相続税の申告漏れ課税価格は、全体で4095億円となっており、前年度の4119億円からわずかに減少した。申告漏れ相続財産の金額の内訳だが、現金・預貯金などが1380億円で前事務年度の1517億円から大きく減少、有価証券が776億円（前事務年度707億円）、土地が675億円（687億円）、そのほかの相続財産（事業用不動産、生命保険、書画骨とうな

当局 海外資産を注視

ど）が1200億円（前事務年度1128億円）となっている。

また、同20年度の追徴税額は、全体で931億円。所得計算において事実を仮装・隠ぺいしていた場合に、過少申告加算税や無申告加算税に代えて課される重加算税の賦課件数は2052件、賦課割合は17・1%だった。

ところで、国税庁はさまざまな国際事案に対して、深度ある調査を実施しているところだが、相続税についても同様の方針を示しており、同20事務年度は475件の調査を実施した（グラフ）。

その結果、国内資産の申告漏れを含め377件の非違、353億円の申告漏れ課税価格を把握。調査件数、申告漏れ課税価格ともに増加していることが判明した。対前年度比では、調査件数が116・7%、申告漏れなどの非違が112・9%、重加算税賦課件数が150%となっている。

また、海外資産関連事案1件当たりの申告漏れ課税価格は9362億円で、相続税調査全体の平均額3410万円の約2・7倍とかなり大きな金額となった。

海外資産については、被相続人が死亡時に国内に住所を有していなかったため、相続人が「申告義務がない」と思い込み

無申告となっていたケースが多くみられる。しかし、①相続人が国内に住所を有している②相続人または被相続人が5年以上に国内に住所を有していた——場合には、日本の相続税の課税対象となる。

また、相続人が海外の相続財産の存在を認識していたにもかかわらず、「日本に財産を取り寄せない限り税務署にはばれない」として申告除外するケースもみられた。

このほか、申告納税義務があるにもかかわらず無申告だった事案（無申告事案）に関する調査件数は555件で、前事務年度の504件をわずかに上回った。この無申告事案については、仮装・隠ぺいが行われているケースも少なくない。

自営業者であった被相続人と相続人は、相続開始前に財産を現金化しダミー・ボールドなどに箱詰めして店舗内の倉庫などに保管。また、財産の一部を相続人名義に変更するなどして分散させ、相続財産を隠匿していた。当局が資料情報を基に調査を実施したところ、被相続人自筆の財産管理メモがみつかり、総額7億3500万円の相続財産について無申告だったことが判明。その結果、重加算税3100万円を含む2億7200万円が追徴課税されている。

（1面のつづき）

者の方が多い雪谷地区です。しかし残念ながら、中には悪質な納税者もいるのが現実です。徹底した税務調査を行い、悪質な納税者には厳しい対応をしていきます。

そのためには、調査能力の向上は不可欠です。特に若手の育成は急務です。いまはなんでも「個人」を大切にしている時代。先輩とのふれあいが減り、先輩の背中を黙って見ていれば仕事に身が付くというものではなく、付いているのです。ですから、職員には若いうちからできるだけのひとと触れ合ってもらい、人との付き合いの中から税務調査というものを学んでもらいたい。税務職員は人間心理学を学ぶことが仕事でもある

のです。

Q：今後、どのような税務署にしたいとお考えですか。

上岡 職員にはぜひ税務職員としての「自信」を持ってもらいたいんです。そして、「毅然（きぜん）たる態度」で職務を全うする職員になるように指導していきま

納税者とのエピソードを。

上岡 昔、調査の現場で出会った、二人のオーナー社長さんのことはいまでもよく覚えています。ひとり

生命保険控除が拡大

額上限が従来より2万円高くなり12万円になるほか、新たに「介護医療保険料控除」が新設される。

現在、生命保険料控除は、個人が一般生命保険料または個人年金保険料を支払った場合、一定額の所得控除が受けられる。控除額上限は各5万円、合計で最高10万円の所得控除だ。

大綱では、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除とは別枠で「介護医療保険料控除」を設け、各保険料控除の適用限度額を4万円、合計上限額12万円の所得控除を受けられるようにする。

各保険料控除額の計算式は表の通り。

これらの措置は同24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）から適用。同23年12月31日以前に契約した（旧契約）生命保険・個人年金保険料には、現行の各5万円の控除上限額が適用される。

注意が必要なのは、生命保険・個人年金保険に新契約と旧契約の両方がある状態で控除を受ける場合。この場合の控除額は、①新契約は表により計算した額②旧契約は現行の計算式で計算した額——これらの合計額（上限4万円）となる。

介護・医療も別枠でカバー

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長 大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めています。

全法連は、約 100 万社の会員企業
41 都道府県に 442 の会を擁する団体です。

——主な活動は——

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合



TAX・経営プチ解説

消費税と不動産

課税条件あれこれ

土地や建物などの不動産の貸付けによる収入が、大きなウエートを占めている会社は少なくない。なかには、不動産の貸付け収入が大き過ぎて「どちらが本業か分らない」などという会社もあるようだ。

ところで、こうした不動産の貸付けでは、貸し付けている不動産の種類やその期間によって消費税の取扱いが異なるので注意したい。

まず、土地の譲渡や貸付け。これは原則として消費税の課税の対象ではない。例外が、貸付期間が1カ月に満たない、ごく一時的な土地の貸付け。この場合は土地の貸付けでも消費税の課税対象となる。

▶青空駐車場は消費税に注意



次に、建物や駐車場などの貸付けの場合はどうか。こうした「施設の利用に付随して土地が使用される場合」だと、消費税の課税対象になる。

駐車している車両の管理を行っている場合、駐車場としての地面の整備またはフェンス、区画、建物の設置などをして駐車場として利用させる場合には、消費税の課税の対象となる。

これは逆にいうと、地面の整備やフェンス、区画などがなければ「土地の貸付け」になるため、駐車場として貸し付けていてもその賃料収入は非課税というわけだ。

同様に、野球場、プール、テニスコートなどの施設の利用にともなって土地が使用される場合も消費税の課税対象だ。

建物(住宅を除く)などの施設の貸付けをする場合に、その使用料を建物部分と敷地部分に区分

しているときでも、その総額が建物の使用料として消費税の課税の対象となる。

住宅用建物の貸付けは、貸付期間が1カ月に満たない場合などを除き消費税の課税の対象とはならない(非課税取引)。

社員が住宅取得

会社の援助に特例

マイホームが夢というサラリーマンは多い。企業のなかには、社員のこうした夢をかなえるため、その後押しとして住宅取得資金を貸すところもある。社員としても、よく知らない相手とローンを組むよりは気持ちが幾分楽かもしれない。

社員に対して住宅を取得する資金を貸し付ける場合、1%以上の利率で貸し付けるのであれば、給与としての課税はナシという特例がある。

1%未満の利率で貸し付けている場合は、1%の利率と貸し付けている利率との差額が、給与として課税される。

住宅を購入するための資金はもちろん、新築や

増築、床面積の増加をとまなう改築をする資金でもOKだ。

社員にとってうれしい特例だが、会社の人間ならだれにでも使えるかというそうではない。使用人兼務役員、事業主の親族などはこの特例の対象外なので注意したい。

また、社員が金融機関などから住宅資金を借り入れた場合に、会社が利息の援助をするというケースもある。この場合の利益の計算も、1%の利率が基準。

社員が実際に負担している利息の額が1%に満たない場合には、1%の利息と社員が実際に負担している利息との差額が給与課税となる。

社員が住宅資金として銀行から4%の利率で借り入れ、会社が3.5%相当の利息を援助したとする。

この場合、社員が実際に負担している利息の額は、0.5%だ。基準の1%と0.5%の差の0.5%の利息が給与として課税される。

気を付けたいのは、その社員が転勤になったとき。資金を貸し付けた対象である住宅にその社員が住まなくなった場合には、原則この特例は適用されない。

株主優待の利益

税務上は雑所得

株式上場企業が、株主に対して自社の商品券や自社サービスの優待券などを提供する「株主優待制度」。同制度を実施する上場企業は長らく増加を続けてきたが、今年はどうやら減少に転じる見通しだという。長引く景気低迷の影響で業績の振るわない企業にとってみれば、「利益の社外流出を少しでも抑えたい」といったところだろうか。しかし、株主優待を目当てに株主になった人にとっては大問題。株主優待を廃止したため「優待目当ての株主」が売りに走ったことで株価が下がった銘柄もあるという。

一方で、業績悪化により配当が出せないからこそ、株主優待に力を入れることで個人投資家の「株式離れ」を防止する企業もあり、株主優待に対す

るスタンスは企業によってさまざまである。

ところで、株主優待により提供される物品のなかには、ホテルの宿泊券などそれなりに高価なものも少なくない。となると、株主優待により個人投資家が得た経常的利益は税務上どのように取り扱うのが適当なのか気になる。

一見すると「配当と同様に扱うのか」と考えてしまいがちだが、それは間違い。株主優待による経常的利益の取扱いについては、所得税基本通達24-2により「法人が株主等に対して供与した交通機関の優待乗車券、映画、演劇等の優待入場券、ホテル、旅館等の優待施設利用券、株主に対する値引き販売等は、法人が余剰金または利益の処分として取り扱わない限り、配当には含まれない」とされており、雑所得として取り扱うのが適当である。

雑所得であれば、給与所得や退職所得以外の各所得との合計額が20万円を超えた場合、確定申告が必要となることを覚えておきたい。

税理士法人 田園調布
庄子税務経営センター

代表社員 庄子 實
税理士 庄子 賢也
税理士 庄子 亜由美

〒145-0071 東京都大田区田園調布2丁目51番1号 田園ビル
TEL: 03-3721-9416 FAX: 03-3721-9418
E-mail syouji@jade.dti.ne.jp

市川税務会計事務所

税理士 市川 光夫
税理士 濱田 由美子

〒145-0064 東京都大田区上池台2丁目24番2号
TEL: 03-3726-2790 FAX: 03-3726-4106

平井賢治税理士事務所

税理士 平井 賢治

〒146-0091 東京都大田区鶴の木2丁目2番3号
TEL: 03-5741-2281 FAX: 03-5741-2282
URL: http://hirai-zeirishi.jp/

富永絵里税理士事務所

税理士 富永 絵里

〒146-0083 東京都大田区千鳥1丁目15番14号
TEL: 03-3753-4107 FAX: 03-3753-3723
E-mail vzf11165@nifty.com

納税通信

東京国税局管内 特別号外
大田区エリア版 雪谷税務署編
平成22年2月5日発行
©エヌビー通信社

『納税通信』（東京国税局管内 特別号外 大田区エリア版）は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、大田区内全域の『日本経済新聞』（宅配分）に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては雪谷税務署に取材面でご協力いただきました。また、雪谷法人会、雪谷青色申告会、東京税理士会雪谷支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

<お知らせ>

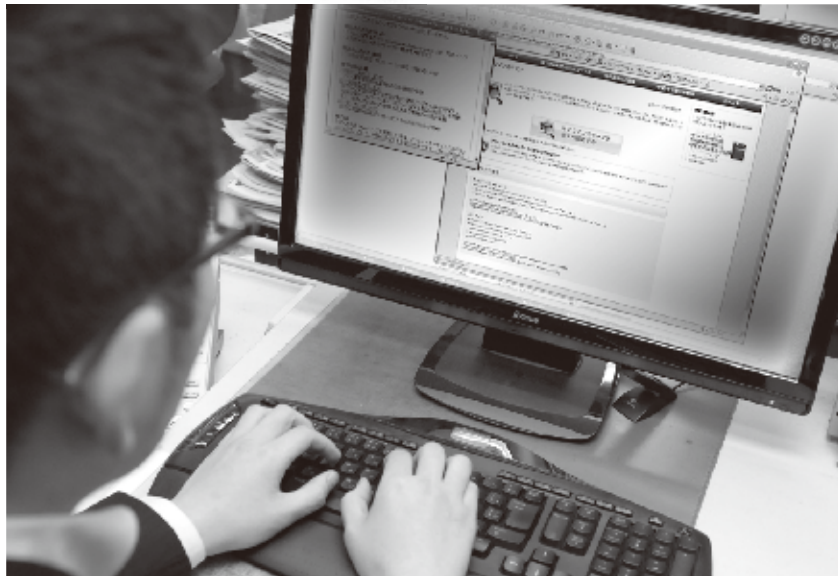
本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料（前納・送料共）36,700円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

セキュリティ対策 は大丈夫!?

忍び寄る
Gumblarの脅威



▶ネット上には危険がいっぱい

情報基盤強化税制は廃止目前

新種のコンピューターウイルス「Gumblar（ガンブラー）」が猛威を振るっている。JR東日本やホンダ、ローソンなど大企業のコンピューターに感染、各社ホームページの内容が改ざんされ、一時的に閉鎖する事態にまで発展した。コンピューターウイルスへの感染は、顧客や取引先にも迷惑がかかるだけに、企業としてはなんとしても避けたいところ。税制をフル活用し、強固な情報セキュリティ対策を施しておきたい。

ガンブラーに感染したコンピューターからホームページ（HP）の更新を行うことで、ガンブラーが企業のHPを改ざんする。改ざんされたページの閲覧者は、ガンブラーが仕込まれた別のページに飛ばされ、感染してしまう。こうしてガンブラー被害は拡大を続けている。

ビジネスシーンにおいて、顧客や取引先のHPを閲覧することは日常茶飯事。そのため、自社のコンピューターがガンブラーに感染すると、顧客や取引先にまで被害が及ぶ可能性がある。その場合、信用が失墜するだけでなく、補償問題にも発展しかねない。また、ガンブラーは、外部からコンピューターへアクセスすることを可能にする。そのため、コンピューター内部の情報は筒抜けとなり、重大な情報漏えい問題が発生しかねない。「被害者」イコール「加害者」となってしまうガンブラー。その感染を未然に防ぐためには、常に最新版のウイルス対策ソフトをインストールしておくことが必要だ。しかし、ウイルス対策ソフトの開発は「イタチごっこ」。常に最新のウイルス対策ソフトを導入していたとしても、未知のウイルスに感染してしまう危険性は

は残る。

未知のウイルスや外部からの不正アクセスについては、よりセキュリティの強化されたサーバーを導入したり、システム設定を変えたりすることで、より強固な対策を行うことが可能。こうした、情報リスク対策のために設備投資をする場合、活用したいのが「情報基盤強化税制」だ。

同税制は、企業の情報セキュリティを強化するための措置として創設された制度で、対象は、青色申告法人で平成22年3月31日までの間に情報セキュリティ対策などを目的に設備投資を行い、これを国内にある事業に活用する法人とされる。設備などにかかった基準取得価額の50%相当額の特別償却か、10%相当額の特別税額控除との選択制となっている。ただし、当期の法人税額の20%相当額が限度となっており、控除限度超過額については翌年に繰り越す必要がある。

対象設備については、①OSおよびこれと同時に設置されるサーバー②データベース管理ソフトウェアおよび同時に設置されるアプリケーションソフトウェア③ファイアウォールで①または②と同時に取得されるもの。さらに、OSなどで情報セキュリティ

22年度改正

基盤強化税制が拡充

の国際標準規格「ISO/IEC 15408」取得商品が対象となっている。

取得価額については、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人は取得価額の合計が70万円以上、1億円超10億円以下ならば3千万円以上、10億円超の法人なら1億円以上（上限200億円）。

気を付けたいのは、取得価額は単品ではなく、対象設備の取得価額の合計額で要件を満たしていればよいこと。さらに、下請け法人に貸与した場合、基本的には対象外だが、下請け法人がもつばらその企業のためだけにその機械を使うのならば対象となる点だ。このほか、対象設備の取得価額には、機械の購入価額のほか、引取運賃や運送保険料、購入手数料、関税なども含まれる。

対象資産の取得時と使用開始時が事業年度をまたぐ場合、適用する事業年度は対象資産を使用開始したときになるので注意したい。

企業の情報セキュリティ投資を支援する同税制だが、同22年度税制改正大綱において、同3月31日の適用期限の到来をもって廃止となることのアナウンスされた。しかし、情報セキュリティ設備の充実は、今後も企業にとって大きな課題となるため、大綱には「中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が1億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加する」ことが明記されており、同税制の廃止にともなう「手当」が行われるもようだ。

東京税理士会 雪谷支部

〒145-0067 東京都大田区雪谷大塚町 11 番 6 号
TEL 03-3726-5701 FAX 03-3726-9229

下記の日程で平成21年分所得税確定申告の無料相談を実施します。
税理士のご紹介についてもお問い合わせください。

場所	時間	開催日
大田区役所 本庁舎	9:30~16:00	2月25日、3月8日・11日
大田区額町集会所	9:30~16:00	2月3日・4日 終了
久が原特別出張所	9:30~16:00	2月17日・18日
千束特別出張所	9:30~16:00	2月17日・18日
田園調布せせらぎ公園	9:30~16:00	2月17日・18日
税理士会雪谷支部 会議室	9:30~16:00	2月17日・18日
東京商工会議所 大田支部	10:00~16:00	2月8日・18日、3月4日・15日



企業がつづく
チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

Daito Seimei 大同生命

雪谷支部/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷野村ビル3F) TEL03-5489-6800